

二、昭和五十四年度福島県教育委員会重点施策

県教育委員会は、社会の急速な進展と県民意識の変化に対応し、

豊かな教養と正しい判断力をもつ人間の育成

個人の価値を尊ぶ人間の育成

健康な人間の育成

の理念に立つ「未来をひらく、県民のための生がい教育」の実現を図るため、第一次福島県長期総合教育計画及び第一期実施計画に基づき、昭和五十四年度の重点施策を次のとおり設定する。

① 豊かな教養と正しい判断力をもつ人間の育成

県教育委員会は、さきに「未来をひらく、県民のための生がい教育」の実現をめざし、「第一次福島県長期総合教育計画」(昭和五十三・六十年度)を策定したが、本計画においては、「未来をひらく、県民のための生がい教育」の理念として、次の三つの柱を立て、その実現を図るために諸施策を推進することとしている。

- 1 県民の信頼と期待にこたえる学校教育の推進
- 2 義務制施行に即応する養護教育の推進
- 3 あすをになう青少年の健全育成の推進
- 4 すべての県民が自ら学習する社会教育の推進
- 5 健康と体力つくりを図る社会全体教育の推進

三、重点施策の概要

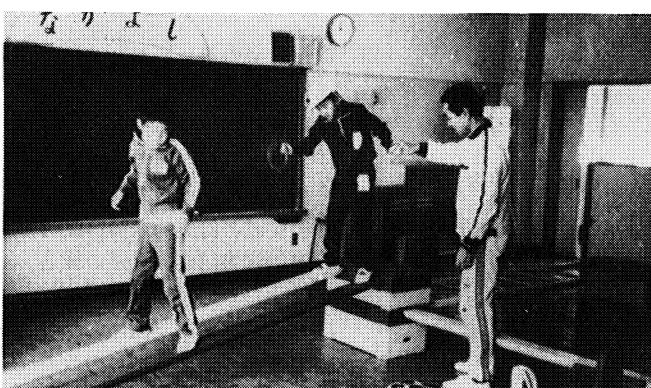
6 豊かな心を育てる県民文化の推進

在するものであると同時に、一人が、社会の形成者であるとの認識に立たなければならない。

そのため、社会人として必要な基本的生活態度・習慣を身につける。豊かな教養と正しい判断力をもつ人間、個人の価値を尊ぶ人間等、心の健康とあいまって、自己をより充実させる原動力となるものであり、その意味で健康な身体の育成は当然要請されるのである。

健全なる精神は健全なる身体に宿ることは、古今を通じて変わることのない真理の一つと考えられる。豊かな教養と正しい判断力をもつ人間、個人の価値を尊ぶ人間等、心の健康とあいまって、自己をより充実させる原動力となるものであり、その意味で健康な身体の育成は当然要請されるのである。

③ 健康な人間の育成



養護学校の機能訓練風景

県教育委員会は、「第二次福島県長期総合教育計画」及び当該計画を具体化するための「第一期実施計画」(昭和五十三・五十五年度)に基づき、総合的・体系的に教育行政を推進してきたところであるが、昭和五十四年度においても、重点的に推進する施策を決定し、昭和五十四年度の重点施策を掲げようとしている。

なお、県教育委員会は、従来と同様に、重点施策以外の一般施策とも併せて、教育行政を推進するものであるが市町村教育委員会、学校及びその他の教育機関にあっても、諸施策の実現に努めるよう期待するものである。

(1) 重点施策の体系

「運動機能」も遅れている。このため養護学校の教育内容では、し体、生活、作業の基本動作の改善に関する訓練も大きなウエイトをもつ。

県教育委員会は、教育行政を総合的・体系的に推進するため、昭和五十四年度の重点施策を次のように体系化し、その推進を図るものである。